

大阪府条例第 号

大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 十五 (略)</p> <p>六 <u>自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)</u></p> <p>(便所)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。))が千平方メートル(公衆便所にあつては、五十平方メートル)以上のものに限る。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>令第十四条第二項第一号に規定する便所(床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。)</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 十五 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別表(第十二条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 50%;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">自動車修理工場 (不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	規模	(略)	(略)	(略)	二	(略)	(略)		自動車修理工場 (不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 十五 (略)</p> <p>六 <u>工場(自動車修理工場に限り。)</u></p> <p>(便所)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。))が千平方メートル以上のものに限る。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>令第十四条第二項第一号に規定する便所(床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物に設けるものに限る。)</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 十五 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別表(第十二条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 50%;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">工場(自動車修理工場に限り。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	規模	(略)	(略)	(略)	二	(略)	(略)		工場(自動車修理工場に限り。)	(略)	(略)	(略)	(略)
項	区分	規模																													
(略)	(略)	(略)																													
二	(略)	(略)																													
	自動車修理工場 (不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
項	区分	規模																													
(略)	(略)	(略)																													
二	(略)	(略)																													
	工場(自動車修理工場に限り。)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													

六	寄宿舎	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数五〇
五	共同住宅	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇 ○（令第十四条、第十七条及び第二十条並びに第十八条、第二十一条及び第二十三条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあつては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十六条、第十八条及び第十九条並びに第十四条から第十七条まで、第二十一条、第二十二条及び第二十五条の規定の適用については、五〇）
備考（略）		
五	共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数五〇
備考（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十六号に規定する特定建築物及び同条第十七号に規定する特別特定建築物の同条第十九号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあつては、同条第十八号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第十一条、第十八条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。